

法整備支援活動の節目の年に寄せて

独立行政法人国際協力機構（JICA）産業開発・公共政策部長

井 倉 義 伸

1. はじめに

2015年9月、現職を拝命して、30年の国際協力業務において、初めて法整備支援に携わらせていただくことになりました。本稿のご依頼をお引き受けはしたものの、ICD NEWSのバックナンバーを紐解き、偉大な先人の皆様の長年のご経験に基づく深い思想の一端に触れるにつけ、悔悟の念やみがたく、とはいえ、今更お断りすることもできません。僅か半年ばかりの法整備支援の事業に関わった経験を雑感的に時系列的に記すことでお許しいたします。それ故、些か浅薄、稚拙な文章とならざるを得ない点、あらかじめお詫びいたします。

2. ラオス司法大臣のうれしいひとこと

着任直後の9月3日、法務省の招へいで来日中のブンクート・サンソムサック司法大臣と堂道秀明 JICA 副理事長の会談に同席する機会がありました。会談の中でブンクート大臣は、「刑法典については、国連機関・西洋諸国の支援を受けているが、一部のコンセプトはラオスには受け入れにくい部分もある。（中略）日本の時間をかけた着実な支援は、きちんと結果を残しており、このような進め方をラオス政府は信頼している。」とのひとことに非常に深い感銘を受けました。ラオスのカウンターパートと同じ目線に立ち、長年にわたる協力で確固たる信頼を勝ち得てきた現地派遣の長期専門家皆様のご努力、法務省等の関係機関及び支援委員会の有識者の先生方の無私のご協力の結晶であると確信することができました。

3. 法整備支援草創期の情熱と決意

9月中旬から10月初旬の間に、小職就任挨拶のため、ベトナムにおける法整備支援の創始者である森嶋昭夫名古屋大学名誉教授、カンボジア民訴法部会をリードいただいた竹下守夫法務省特別顧問にお目にかかる機会がありました。法整備支援について、JICAを含め全く経験がないことに加え、支援態勢も整っていない中、無から有を生み出すご苦労は現時点からは想像に難いものがあったことを学ばせていただきました。特に、長期派遣の専門家を見つけるのは至難の業で、大御所の先生が候補者を拝み倒して探したとのエピソードには、ある意味同じ苦労をすることのある JICA 職員として本当に頭の下がる思いでした。また、相手国が「法の支配」の妥当する民主国家となり、その国の国民が民主的で平和な生活を享受することができるよう、その制度的・人的基盤の整備を支援することが必要との理念の下、協力に対する極めて強い責任感に触れ、背筋が伸びる思いが致しま

した。その後、本稿執筆のため故三ヶ月章東京大学名誉教授（元法務省特別顧問）の巻頭言（ICD NEWS 第3号）を読ませていただき、法整備支援に対する歴史的意義と深い決意¹にふれ、仕事に対するあるべき姿勢を自問する機会をいただきました。

4. 法務総合研究所国際協力部（ICD）という「器」の大切さ

11月にICDに出張の機会を得、大阪を訪れた際、幸運なことにJICAとしては本当にお世話になった柴田紀子前ICD副部長の壮行会に出席させていただきました。そこで、阪井光平ICD部長から初代ICD部長の尾崎道明大阪高検検事長（当時）をご紹介いただき、創設当時のお話を伺う機会を得ました。詳しくは、ICD NEWS 第63号を改めてご参照願えればと思いますが、ICDという「器」なしには、現在の空間的にも内容的にも広がっている法整備支援事業は成立しえないと実感を深めることができました。個々人を押し倒して長期専門家として派遣していた草創期に比べれば、関連法曹関係者が教官としてICDに結集し、一定の期間の後、長期専門家として派遣される現在のシステムは、知見の共有、蓄積も可能であり、極めてシステムチックで効率的です。また、法整備支援連絡会、ICD NEWSも法整備支援の広がりのための極めて重要なプラットフォームになっていると感じております。

5. ベトナム新司法大臣の就任のうれしいニュース

大久保晶光弊機構法・司法課長は、1999年、名古屋にある研修センターでベトナムから名古屋大学に長期研修員としてやってきたル・タン・ロンさんの担当者として、入国手続や下宿探し等を手伝っていた。そのロンさんは、2003年に名古屋大学で博士号を取得した後、ベトナム司法省の中で国際協力局長、副大臣等の要職を歴任。局長時代には、民事法令の起草支援及び人材育成等の法制度整備支援の際に日本の知見の活用を推進して下さった。そして2016年4月9日、ロンさんは司法大臣に就任された。

その2日後、司法大臣就任のお祝いに表敬訪問した川西一専門家らに対し、ロン大臣から、「JICAの大久保さんにくれぐれもよろしくお伝えください」とメッセージをいただきました。

長年にわたる協力関係が実を結んだ事例ともいえ、あえて、この場で共有させていただきます。

6. インドネシア 民間の期待が高い知財分野を省庁間連携で支援

2016年5月、岩城光英法務大臣は、昨年12月から開始している「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」を成功に導くため、その担当機関であるインドネシア最高裁判所の長官及び法務人権省の大臣と、トップ同士の緊密な関係

¹ 「アジア諸国に先立って、全く独力で、フランス法・ドイツ法・英米法、という世界の法制度の三大潮流を自らの栄養として取り込んだ日本の法律制度と法学は、かくて、漸く外に向かって自らの体験を語りかけるべき時を迎えたのである。」（ICD NEWS 第3号）

を構築し、プロジェクト推進のためのバックアップ環境を最善のものとするを目的としてインドネシアを訪問されました。その際、両大臣及び長官ご出席の下、5月4日に式典が開催され、小職も参加させて頂く機会を頂きました。アジアの成長が日本の将来にとっても致命的に重要となっている中、現地、ビジネス界からも期待が極めて高い知財分野で法整備支援を行うことは極めて時宜を得たものであることを再認識できました。日本、インドネシア双方とも知財関係機関と司法関係機関が連携を取りながら仕事を進めるのはチャレンジではありますが、今後目指すべき方向性を示唆する動きであると考えられます。

7. まとめ

2016年は、JICAとして本格的に法整備支援を開始して20周年にあたります。また、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）様も設立20周年にあたると伺っております。法整備支援活動にとって節目の年といえると思います。この機会に、過去20年にわたる活動をリード又はサポートしてきた先人の皆様のお話を聞き、オーラルヒストリーとしてまとめてみてはどうかと考えております。その中から、我が国の法整備支援に通奏低音として響くエトス、途上国と共有できる日本ならではの経験、及び今後の方向性に関する示唆が導き出されることを強く期待しております。最後、偉大な先人の先生方を始めとして法整備支援活動の関係の皆様に対する心からの敬意と感謝の気持ちを表した上で、引き続きのご指導・ご協力をお願いしつつ、まとめとさせていただきます。